

○学校保健安全法にかかる感染症罹患による出席停止取扱規程

2009年6月22日
制定

(目的)

第1条 この規程は、学校保健安全法第19条に基づき、学内での感染予防のために、感染症に罹患した者及びその疑いがある者(以下感染者等という。)に対して、出席停止を指示することを目的とする。出席停止期間中の授業の欠席等については、当該学生の不利にならないように配慮しなければならない。

(出席停止対象感染症)

第2条 出席停止感染症は、学校保健安全法施行規則第18条が定める感染症の内、出席停止が必要と認められる感染症とし、その出席停止期間の基準は、同施行規則第19条に基づき、別表「出席停止期間一覧表」のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学において新興感染症等対策本部が設置され、自宅待機が命じられる場合は、この限りでない。

(手続き)

第3条 教職員は、学内において感染者等を発見したときは、医療機関での受診を勧めるとともに、その旨を保健室に連絡する。ただし、新興感染症への罹患が疑われ、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなど、事前に医療機関へ連絡をした上で受診しなければならない。

2 感染者等は、保健室に診断書を提出する。

3 保健室が、診断書に基づき、出席停止を必要と判断したときは、教務・学生支援部長と協議の上、感染者等の氏名、学籍番号、出席停止の理由及びその期間を、学長に報告しなければならない。

4 前項の報告とともに、保健室は、その報告内容を、教務課及び学生支援課に連絡する。

(出席停止の指示等)

第4条 学長は、感染者等に対して、理由及び期間を明らかにして、出席停止を指示する。

2 教務課は、授業欠席届等についての手続きを、感染者等に通知する。

3 教務課は、授業欠席等について、授業担当教員に文書にて連絡する。

(登校許可等)

第5条 感染者等の登校については、必ず医療機関の診察を受けさせ、医師による本学所定の「登校許可書」を提出させた上で、教務・学生支援部長が保健室と協議し許可する。

2 保健室は、登校許可について、教務課及び学生支援課に連絡する。

3 感染者等の情報は、保健室において管理・保管する。

4 「診断書」及び「登校許可書」の提出は、代理人による提出や郵送も認めるものとする。

(事務所管)

第6条 この規程に関する事務は、学生支援課が所管する。ただし、授業の欠席等に係る業務は教務課、「診断書」及び「登校許可書」の管理・保管及び感染者等指導については保健室が担当する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学生支援委員会の意見を聞き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2009年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年5月8日から施行する。

別表

出席停止期間一覧表

	対象疾病	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(ベータコロナウィルス属SARSコロナウィルス) 中東呼吸器症候群(ベータコロナウィルス属MERSコロナウィルス) 特定鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9) <u>その他新型インフルエンザなど感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項から第九項までに規定する指定感染症及び新感染症</u>	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) [1~2] 百日咳 [6~15] 麻疹(はしか) [10~12] 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) [14~24] 風疹 [14~21] 水痘(水ぼうそう) [11~20] 咽頭結膜熱(プール熱) [5~6] 新型コロナウィルス感染症 [2~3] 髄膜炎菌性髄膜炎 結核	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ [1~2] 細菌性赤痢 [1~5] 腸管出血性大腸菌感染症 [4~9] 腸チフス・パラチフス [1~3週間] 流行性角結膜炎 [7~14] 急性出血性結膜炎 [1~2] 他の感染症の例 溶連菌感染症 [2~4] ウイルス性肝炎 [4~7週] マイコプラズマ肺炎 [2~3週] 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) [1~3]など	
その他	第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかるおそれがある者 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者	その状況により学校医その他の医師において適当と認める期間

※ [] 内は、通常の潜伏期間を示す。